



彩の国 埼玉県

# 魅力ある県立学校づくりの方針

～魅力ある県立学校づくりを推進するために～

平成28年3月  
埼玉県教育委員会

# 目 次

## 第1章 策定に当たって

1	方針策定の趣旨	1
2	方針策定までの経緯	1
3	方針の実現に向けて	2
4	県立学校をめぐる現状と課題	3
	・ 社会状況の変化	
	・ 家庭や地域の変化	
	・ 教育をめぐる国の動向	
	・ 生徒の多様化	
	・ 今後の公立中学校卒業生数の推移	
	・ 優れた教職員の確保と資質能力の向上	
	・ 特別支援教育の充実	

## 第2章 今後の県立学校における教育の在り方

1	「学びの改革」による確かな学力の育成	7
2	グローバル化に対応した教育の推進	9
3	全国をリードする科学技術教育の推進	10
4	豊かな心と健やかな体の育成	11
5	産業構造の変化に対応する人材の育成	12
6	再チャレンジの意欲に応える教育体制の充実	13
7	地域の新たな核となる学校づくりの推進	14
8	インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進	15

## 第3章 県立学校の活性化・特色化の方向性

1	県立高校	17
	(1) 普通科高校	
	(2) 専門高校	
	(3) 総合学科高校	
	(4) 定時制・通信制高校（課程）	
	(5) 専攻科	
	◇社会のニーズに対応した特色ある高校の検討	
2	特別支援学校	20
	◇社会のニーズに対応した特色ある特別支援学校の検討	

## 第4章 県立学校の活性化・特色化に向けた取組

1 各学校の活性化・特色化方針の策定	22
2 県教育委員会の支援	23
3 公立中学校との連携等	24
(1) 県教育委員会の取組	
(2) 県立学校の取組	
(3) 市町村教育委員会・中学校の取組	

## 第5章 教育環境の整備 ～県立高校の再編整備～

1 基本的な考え方	26
2 適正規模・適正配置	26
3 再編整備の方針	27
(1) 社会のニーズに応える特色ある県立高校づくり	
(2) 適正な学校規模の維持による県立高校の活性化	

### <参考資料>

○ 公立高校の種類	29
○ 特別支援学校の種類	31
○ 用語の解説	32
○ 魅力ある県立学校づくりアドバイザー会議設置要綱	35
○ 魅力ある県立学校づくりアドバイザー名簿	36

文中に※を付した語句については、32～34ページに「用語の解説」がありますので御参照ください。

# 第1章 策定に当たって

## 1 方針策定の趣旨

埼玉県教育委員会は、これまで「第2期埼玉県教育振興基本計画『生きる力と絆の埼玉教育プラン(平成26年度～平成30年度)』」\*(以下「第2期計画」という。)に基づき、「生きる力と絆を深める埼玉教育」の基本理念の下、本県教育の振興に取り組んできました。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成28年1月には、総合教育会議\*における教育委員会との協議や有識者などからの意見聴取を経て、知事が教育の振興に関する基本的な考え方などを示した「埼玉教育の振興に関する大綱」(以下「大綱」という。)が策定されました。

今後、本県の10年先を展望すると、少子高齢化や生産年齢人口の減少などにより、社会や経済における活力の低下が予想されます。このような時代にあって、生徒一人一人に将来をたくましく生き抜く力を育成するためには、県立学校の教育改革は極めて重要です。

こうした中、県教育委員会は、グローバル化や知識基盤社会\*の進展、産業構造の変化などに対応するとともに、社会で活躍するための汎用的な資質・能力\*の育成などを目指した今後の県立学校の教育の針路を示すため、この「魅力ある県立学校づくりの方針」を学識経験者や関係者によるアドバイザーから意見などをいただきながら策定しました。

本方針は、第2期計画を踏まえ、大綱の内容を参酌しながら、中長期的な視点に立って、平成28年度からの魅力ある県立学校づくりの基本的な考え方などを示したものであり、県立学校に入学する生徒一人一人の能力や特性に応じた自己実現を支援するとともに、将来の埼玉を担う人材として育成することを目的としています。

## 2 方針策定までの経緯

平成12年3月、県教育委員会は中学校卒業生数が減少する中、多様化する教育ニーズや高校中途退学などの課題に対応し、県立高校の活性化・特色化を図るため、「21世紀いきいきハイスクール構想」\*(以下「構想」という。)を策定しました。平成11年度から平成25年度までを計画期間とするこの構想では、5年ごとに前期、中期、後期の「推進計画」を定め、県立高校の再編整備を行ってきました。

この再編整備で、全日制高校を153校から134校に、夜間定時制高校は31校から17校に再編するとともに、単位制高校\*、総合学科高校や福祉系専門高校、昼夜開講の多部制定時制高校\*など、特色ある高校を設置しました。

また、平成24年度には構想の終了に当たって、今後とも県立高校の魅力を高めていくため、学識経験者などによる「魅力ある県立高校づくり懇話会」から、生徒数の変動が限定的な範囲内にとどまる間は、学力向上や社会的自立の支援など教育の質を向上させるソフト面の取組に力を注ぐ必要がある、などの報告を受け、学科の再編や教育課程の改編に取り組んできました。

今後、再び中学校卒業生数の減少が予測されるとともに、社会状況の変化や、生徒・保護者のニーズの多様化も見込まれます。そのため、特別支援学校も含めた県立学校のより一層の活性化・特色化を図ることを目的に、新たに本方針を策定するに至りました。

### 3 方針の実現に向けて

本方針の実現に向けて、県教育委員会は、県立学校の活性化・特色化や教育環境の維持・向上に積極的かつ主体的に取り組むとともに、県立学校や市町村教育委員会などに対する一層の指導・助言や支援に努めます。

また、県立学校においては、入学する生徒の能力や特性、地域の実態に応じて、それぞれの学校が中期的な活性化・特色化方針を策定し、中学生や保護者、地域などに周知するとともに、それを着実に実行していくことが必要です。

さらに、市町村教育委員会や中学校などにおいては、義務教育、特に中学校段階において、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」\*の基礎・基本を確実に身に付けさせるとともに、本方針や各県立学校の活性化・特色化方針などを十分参考にした上で、生徒の将来を見通した進路指導・キャリア教育\*を行っていくことが大切です。

県教育委員会では、生徒一人一人が夢や志を持ち、自らの力で人生を切り拓き、社会の中で役割を果たせるよう、家庭や地域、市町村教育委員会などと連携、協力し魅力ある県立学校づくりに努めてまいります。

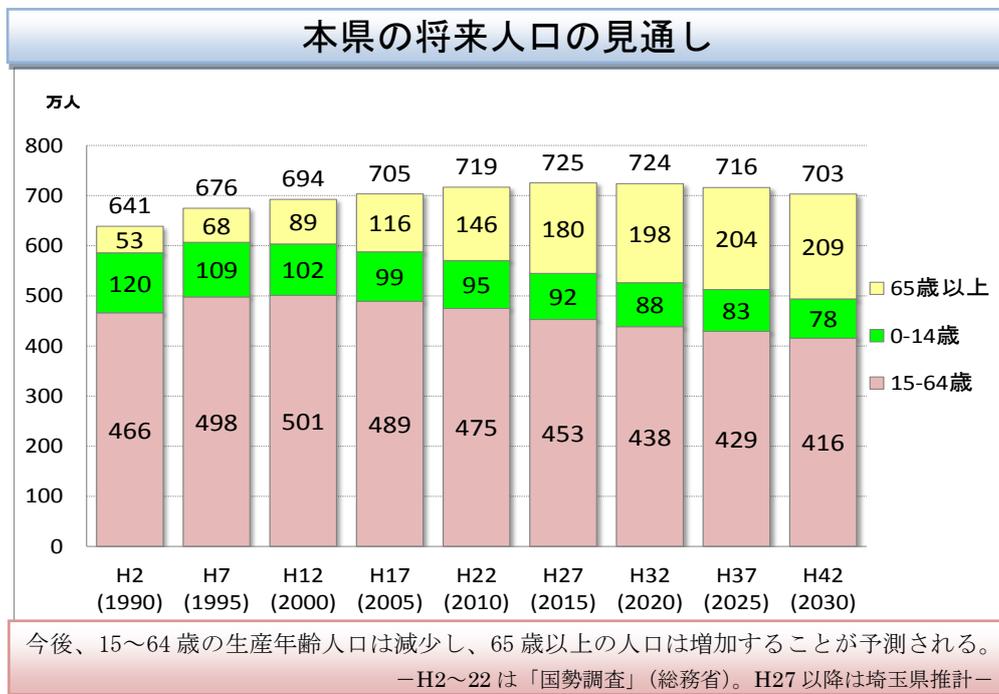
## 4 県立学校をめぐる現状と課題

### 【社会状況の変化】

今日、新しい知識・情報・技術があらゆる領域における活動の基本として重要になる知識基盤社会<sup>\*</sup>の到来をはじめ、産業・就業構造の変化や高度情報化、科学技術、グローバル化の進展など、社会状況が目まぐるしく変化する時代を迎えています。

また、これまで人口が増加してきた本県においても、平成27年の725万人をピークに減少に転じ、平成42年には703万人まで減少する見通しです。さらに、急速な高齢化の進行や生産年齢人口（15～64歳）の大幅な減少も予想され、人口構造の変化による経済規模の縮小や労働力の低下、社会保障費の増大が懸念されています。加えて、将来の財政状況が見通せない中で、過去大量に整備してきた公共施設などの老朽化が進んでおり、今後そうした施設の維持・更新に多大な費用が必要となり県の財政を大きく圧迫することが予想されます。

一方、このような変化の激しい社会をたくましく生きる生徒の育成には、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」<sup>\*</sup>を育み、柔軟な思考力や創造力、社会性豊かな人間力、主体的・能動的に行動する実践力などを確実に身に付けさせることが必要です。人・もの・情報が一層グローバル化するこれからの社会において、幅広い分野で能力・特性を発揮し、社会の中で役割を果たせる人材の育成が求められており、そのための教育環境の整備が必要となっています。



<sup>\*</sup> 数値は千の位を端数処理。また、端数処理の関係で内訳の合計は総人口と必ずしも一致しない。

### 【家庭や地域の変化】

家庭や地域においては、都市化の進行やライフスタイルの変化、核家族化による家族形態の変容、価値観の多様化などにより人間関係が希薄化しており、規範意識や家庭・地域における教育力の低下が指摘されています。

また、家庭や地域からのニーズも一層多様化しているため、これからの県立学校においては、生徒や家庭の実態を十分に踏まえつつ様々な教育的ニーズを把握した上で、教職員、保護者、地域の人々が手を取り合い、一つとなって生徒を育てる支援体制の充実や教育環境の整備に取り組むことが必要です。

また、郷土埼玉に誇りと愛着をもち、地域の伝統と文化を尊重し、地域のより良いコミュニティづくりに積極的に取り組むなど、主体的に社会の形成者として参画する人材の育成が求められています。

### 【教育をめぐる国の動向】

国においては、我が国の教育をめぐる様々な状況の変化や、国際調査などの結果からみられる生徒の学力の実態、多様化する生徒への対応など様々な課題が生じてきたことを踏まえ、教育基本法をはじめとする学校教育関連3法を改正し、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの普遍的な教育理念に加え、「幅広い知識と教養」や「国を愛する態度」、「伝統と文化の尊重」などを新たな教育目標として掲げています。

また、教育基本法で示した教育理念を着実に実行に移すため、「第2期教育振興基本計画」（平成25年度～平成29年度）を策定し、「社会を生き抜く力の養成」をはじめとする4つの基本的方向性の下「生きる力の確実な育成」など具体的な方策を示して教育政策を推進しています。

さらに、「高大接続システム改革会議」においては、平成27年9月に「中間まとめ」が出され、生徒が身に付けるべき基礎学力の確実な育成を図るために「高等学校基礎学力テスト（仮称）」<sup>\*</sup>の導入をはじめとする高校教育改革や、大学入試センター試験に代わる「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」<sup>\*</sup>の導入など、大学入学者選抜改革について、現在も審議されています。

新たな学習指導要領<sup>\*</sup>の改訂に向けても議論が続いており、アクティブ・ラーニング<sup>\*</sup>の導入など指導方法の改革や、指導要録の改善などを通じた多面的評価の導入などについて検討されています。

また、特別支援教育においては、「障害者の権利に関する条約」<sup>\*</sup>を批准し、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供が必要な指導・支援を受けられる「多様な学びの場」を用意するインクルーシブ教育システム<sup>\*</sup>の構築を進めています。

こうした国の教育改革の動向に注視しつつ、教育を取り巻く環境の変化や生徒の状況を踏まえ、県立学校の教育を充実させることが必要です。

## 【生徒の多様化】

本県では、これまで生徒の興味・関心、能力・適性、進路希望などに対応するため、教育内容や教育方法などの改善を行い高校教育の質の向上を図ってきました。

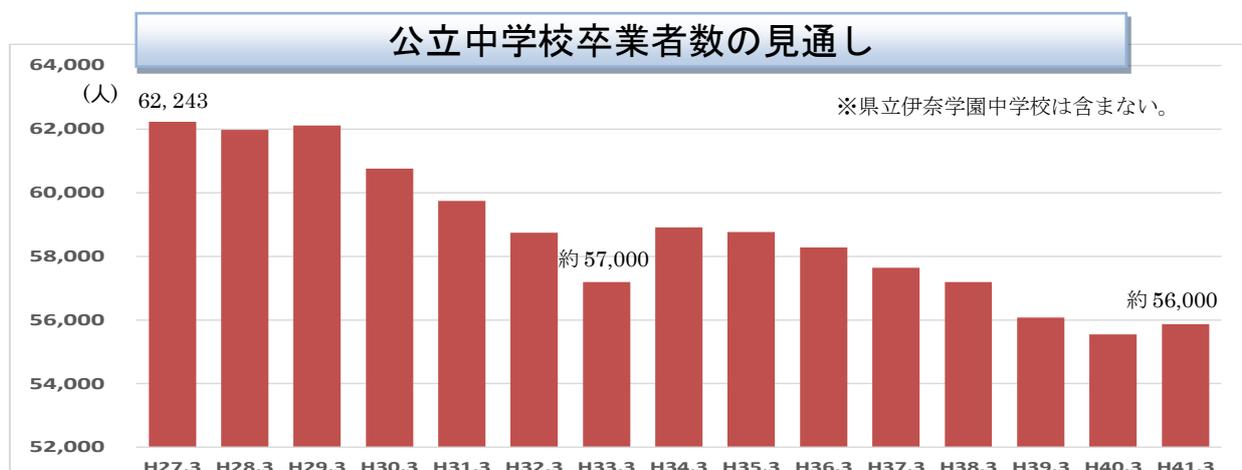
現在、県内中学校卒業者の高校進学率は98%を超え、社会の変化とともに高校には、全日制、定時制、通信制の課程の別を問わず、極めて多様な生徒が入学するようになってきています。生徒の多くが、目標を持って日々の学習や部活動、学校行事などに積極的に取り組んでいる一方、中には目的意識や学習意欲が希薄な生徒や基礎学力が十分身に付いていない生徒、様々な理由から問題行動を起こしたり中途退学したりする生徒も見られます。

また、本県の調査によると、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の割合は、10.7%を示しており、高校においても、特別な教育的支援を必要とする生徒が一定の割合で在籍していることが推測されます。生徒のニーズも多様化しており、大学などの上級学校への進学対策や社会の即戦力となる人材を育成する高度な職業教育、多様な学習スタイルや学び直しの機会の充実、発達障害の生徒への適切な支援など、県立高校には様々な期待が寄せられています。

こうした実態を踏まえ、生徒や保護者、地域のニーズに応える魅力ある学校づくりを進め、生徒一人一人の個性を伸ばす選択幅の広い柔軟な教育環境を整備することが求められています。

## 【今後の公立中学校卒業生数の推移】

公立中学校卒業生数は、平成元年3月をピークに急激な減少に転じ、平成27年3月には62,243人まで減少しました。平成27年度以降の公立中学校卒業生数を平成27年3月の「義務教育人口推計結果報告書（平成27年度～平成32年度）」に基づき推計すると、今後も減少傾向が続き、平成33年3月に約57,000人となります。その後、やや上昇するものの、再び減少して平成41年3月には約56,000人となり、現在より約6,000人減少すると予測されます。こうした中、各学校の活力を維持していくためには、適正な学校規模を維持していくことが必要です。



公立中学校卒業生数は減少傾向であり、H41.3には約56,000人になると予測される。

\*H27.3は実数値。H28～33は「義務教育人口推計(H27.3)」の中学3年生推計生徒数。H34.3以降は魅力ある高校づくり課による推計。

### 【優れた教職員の確保と資質能力の向上】

変化の激しい時代にあって、生徒一人一人に将来をたくましく生き抜く力を育成するためには、県立学校の教職員が豊かな人間性や優れた専門性、教育に対する情熱と使命感を持ち、自らの能力を十分発揮しながら教育に当たることが大切です。

また、多様化する生徒や家庭、地域などからの様々なニーズに対応し、魅力ある県立学校づくりを進めるためには、優れた教職員の確保と一人一人の資質能力を更に高めることが求められています。

このため、教職員の魅力を生徒たちに伝える取組や大学などとの連携、採用試験の工夫などにより、県教育委員会が求める教師像<sup>\*</sup>に基づいて意欲のある優秀な人材の養成や確保に努めるとともに、採用後も研修を充実させることが重要です。

### 【特別支援教育の充実】

近年、特別支援学校に在籍する児童生徒は、全国的に増加傾向にあり、本県においても同様の傾向が見られます。また、特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の多様化も進み、一人一人に応じた指導の一層の充実が求められています。

さらに、小・中学校の通常の学級や高校にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、早期からの支援の充実を図るとともに、高校卒業後まで切れ目のない支援を継続していくことが重要です。



<sup>\*</sup> 県内の特別支援学校には、国立・県立・市立・私立特別支援学校を含む。

## 第2章 今後の県立学校における教育の在り方

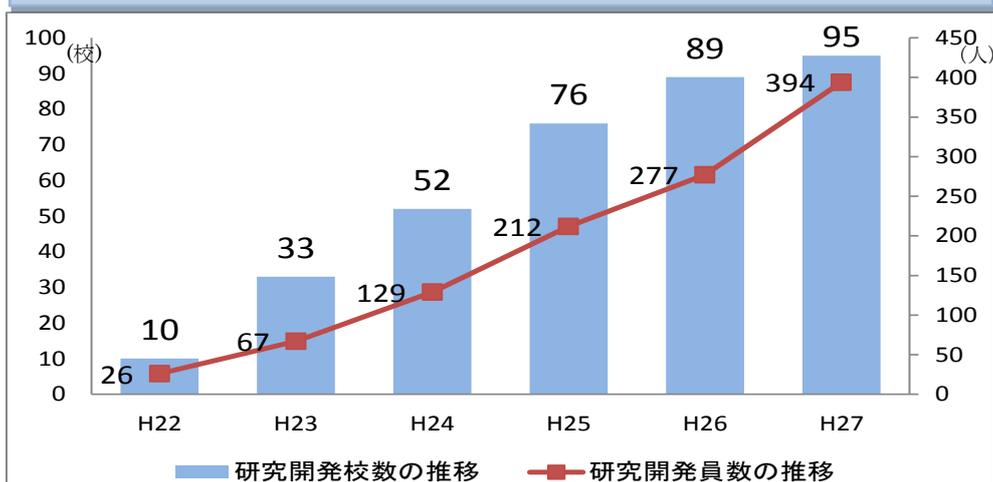
### 1 「学びの改革」による確かな学力の育成

産業構造の変化や知識基盤社会\*の進展など、変化の激しい時代を生徒たちが力強く生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得するとともに、学んだ知識や技能を様々な場面で活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力や主体的・能動的に学習に取り組む態度を身に付けさせるなど、確かな学力を育成することが重要です。

また、社会の様々なニーズに応えるための基盤的能力として、汎用的な資質・能力（コンピテンシー）\*である基礎学力、コミュニケーション能力などの人間関係能力、自己統制力などの自律性を身に付けさせる必要があります。

これまで高校における学習形態は、教師主導の説明型の授業が多く、グループで学び合うなど生徒の主体的な学びを引き出す場面が少ない傾向にありました。このような知識伝達型の授業形態がICTコンテンツ\*に取って代われようとしている中、県教育委員会は、生徒一人一人が主体的・能動的に授業に取り組めるよう、平成22年度から東京大学 大学発教育支援コンソーシアム推進機構\*と連携してアクティブ・ラーニング\*の一手法である知識構成型ジグソー法による協調学習\*の導入を推進しています。

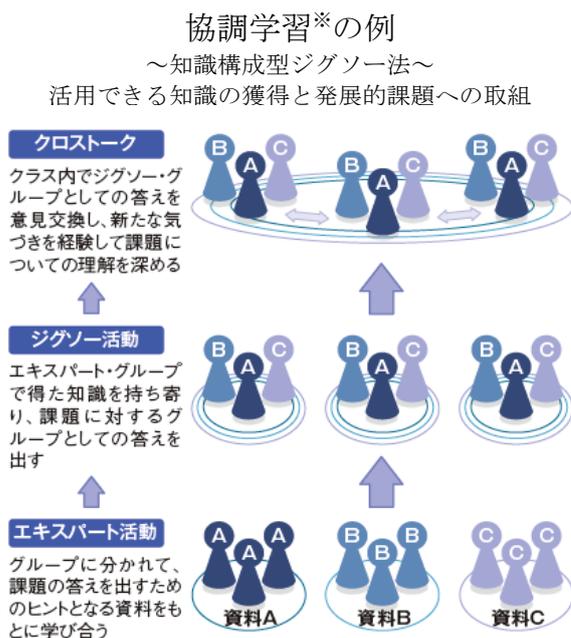
公立高校における協調学習による授業改善の取組



公立高校では、アクティブ・ラーニングの取組の一環として、協調学習を推進しており、H27には、約7割の学校が研究開発校となっている。

— 高校教育指導課 —

今後は、現在検討が進められている高大接続システム改革を踏まえるとともに、これから導入が予定されている「高等学校基礎学力テスト（仮称）」\*及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」\*を見据え、知識伝達型の授業に留まることなく、育成すべき資質・能力の観点から主体的・協働的な学びを一層重視する「学びの改革」を充実する必要があります。



－第2期埼玉県教育振興基本計画\*より－

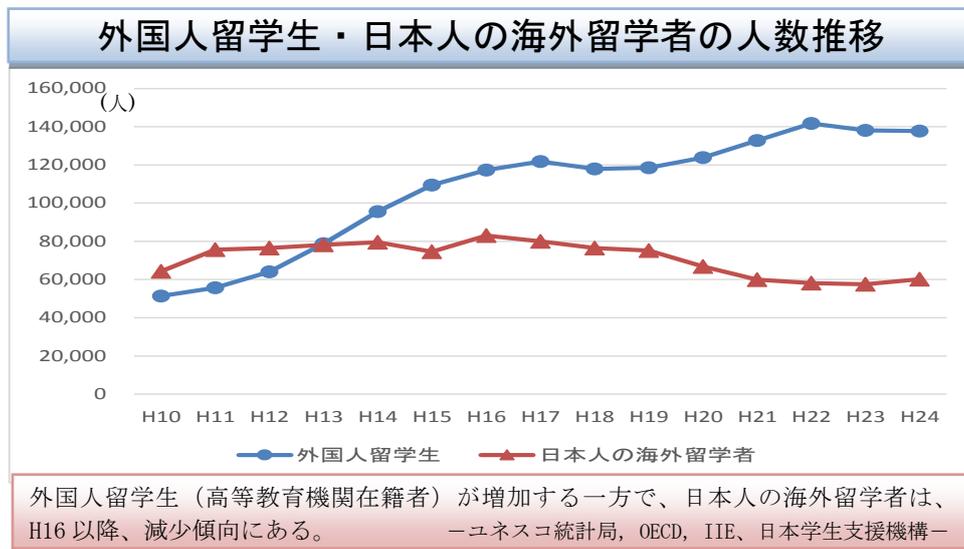
### 主な取組

- ◇ 生徒の基礎学力を伸ばすため、習熟度別指導や少人数指導、個別指導など、きめ細かな指導の一層の充実を図ります。
- ◇ 大学や研究機関、企業などと連携した発展的な学習や課題解決学習の導入、ICTの活用、義務教育段階の学習内容の学び直しなど、生徒の能力や適性などに応じた学習機会の拡充を図ります。
- ◇ 生徒が主体的・能動的に授業に参加し、生徒同士の相互作用によって課題を多面的・多角的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力などを形成していく、いわゆるアクティブ・ラーニング\*に関する取組を、全ての県立高校において着実に推進するとともに、効果の検証に取り組みます。
- ◇ 教員の授業力向上のための研修を充実させるとともに、協調学習マイスター\*の育成や管理職対象の協調学習研修会の取組を進めます。また、教材や指導方法に関するデータを蓄積し有効に活用します。
- ◇ コミュニケーション能力など、自律性を身に付けさせるため、ソーシャルスキルトレーニング\*や体験活動などの指導の充実を図ります。
- ◇ 家庭と連携して学習習慣の確立に努めるとともに、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含めた生徒の学習状況を観点別に評価して指導の改善に生かすなど、指導と評価の一体化\*を図ります。
- ◇ 小・中学校で実施している、埼玉県学力・学習状況調査\*などの一人一人の成長の記録を共有し活用する取組を、高等学校段階においても継続して活用するための研究を進めます。

## 2 グローバル化に対応した教育の推進

グローバル化の進展に伴い、世界を視野に入れて活動できる人材の育成が急務となっています。しかし、外国人留学生が増加しているのに対して、日本人の海外留学生は減少する傾向にあります。

これからのグローバル化社会を生きる生徒たちには、国際的な視野を広げ、より高い目標にチャレンジする意欲を高めることが大切です。また、伝統文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度や国際社会で主体的に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、外国語も含めたコミュニケーション能力やチャレンジ精神を育む必要があります。



### 主な取組

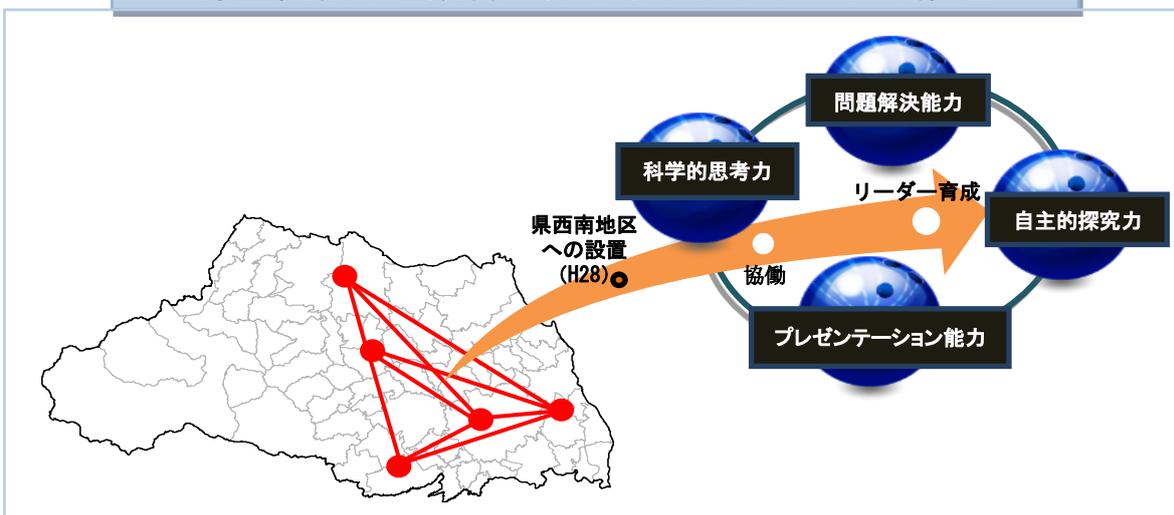
- ◇ 国際社会で主体的に生きる日本人としての自覚と誇りを醸成するため、郷土をはじめ我が国の伝統と文化、歴史や地理に対する理解を深める教育活動を充実します。
- ◇ 外国語教育を充実し、生徒の外国語を含めたコミュニケーション能力を高める取組を進めます。
- ◇ 生徒の興味・関心に応じて、外国語科やスーパーグローバルハイスクール（SGH）\*指定校を中心に、学校外の教育資源を活用するなど外国語や国際理解についての発展的な学習を推進します。
- ◇ 世界共通の高校卒業資格である国際バカロレア（IB）\*資格の取得のための学習機会について研究します。
- ◇ グローバル社会で活躍するために必要な能力を身に付けさせ、豊かな国際感覚を持ったグローバルリーダーの育成に努めます。
- ◇ 日本語指導など帰国・外国人生徒などに対する必要な支援を行います。

### 3 全国をリードする科学技術教育の推進

現代社会において、科学技術は生活のあらゆる場面に浸透し、我々に安心・安全や利便性、豊かさをもたらしています。我が国にとっての経済成長は、科学技術の発展によるところが大きく、今後国際競争力を維持していくためには、科学技術分野における人材の確保と育成を図る必要があります。

しかし、国際調査による日本の高校生の数学や理科に関する学力はトップクラスにあるものの、数学や理科に関する興味・関心及び実社会や職業との関連についての意識は諸外国に比べて低い傾向にあります。今後、生徒一人一人に科学的リテラシーを身に付けさせるとともに、県立高校の理数科やスーパーサイエンスハイスクール（SSH）\*指定校などを中心に理数教育を充実させ、科学技術分野において全国をリードする人材を育成することが重要です。

#### 県立高校の理数科におけるネットワークの推進



H28.4 現在、理数科を有する県立高校は5校あり、互いにネットワークを構築しながら理数教育の充実に取り組んでいる。  
—魅力ある高校づくり課・高校教育指導課—

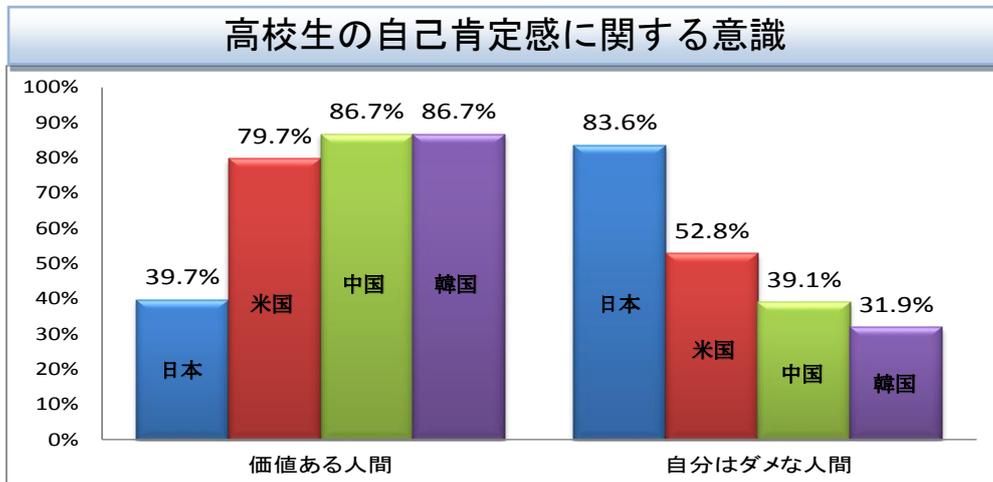
#### 主な取組

- ◇ 大学や研究機関、企業などと連携し、生徒の科学技術に関する興味・関心を高めるために授業内容・指導方法を工夫改善します。
- ◇ 県立高校の理数科やスーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校を中心に国内外の科学コンテストなどで活躍する生徒の育成に取り組みます。
- ◇ 県立高校の理数科5校による連携を活発にし、課題研究を充実させるなど生徒の科学的探究力などを向上させ、理数系人材の育成を図ります。
- ◇ 子供たちの理科に関する興味・関心を高めるため、県立高校が地域の小・中学生を対象に、数学や理科のおもしろさを伝える科学実験教室などの取組を進めます。

## 4 豊かな心と健やかな体の育成

家庭や地域における人間関係が希薄になる中、生徒の規範意識を高めるとともに、自立する心や責任感、他者への思いやりや社会貢献の精神、郷土を愛する心など豊かな心を育む教育の推進が求められています。このため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、ボランティア活動などの体験活動の積極的な導入により、良好な人間関係を構築する力や、自分自身が価値ある存在であるという自己肯定感を高める必要があります。

また、生徒が生涯にわたって心身ともに充実した生活を送るためには、健やかな体を育む教育の推進が重要です。そのため、たくましく生きるための体力向上や心身の健康の保持・増進を図るよう、教科の学習や特別活動、部活動などを通じた健康や安全に関する指導の充実が必要です。



米中韓の生徒に比べ、日本の生徒は「自分を価値ある人間だ」という自尊心を持っている割合が低い。

－ (財) 一ツ橋文芸教育振興会、(財) 日本青少年研究所、「高校生の生活意識と留学に関する調査報告書」(H24.4) 等 －

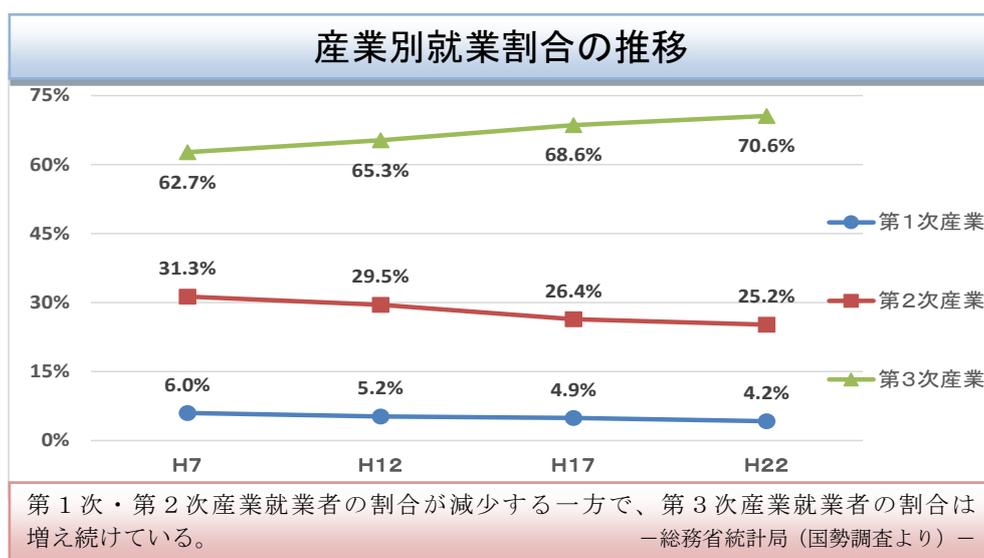
### 主な取組

- ◇ 生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動を教育課程に位置付けて実施するなど「埼玉の子ども70万人体験活動」\*を推進します。
- ◇ 県独自の道徳教材「彩の国の道徳」\*などを活用した道徳の授業や外部講師の活用などによる道徳教育の充実を図ります。
- ◇ 生徒の自己肯定感・自己有用感を高めるために、望ましい人間関係づくりを目的とした社会貢献活動などの体験活動を充実します。
- ◇ 新体力テストを活用して各学校で課題を設定するなど、保健体育の授業の充実や体育的活動の活性化により、生徒の体力向上と健康の保持・増進のための実践力の育成を図ります。
- ◇ 地域の専門的指導者の活用や、顧問教員の指導力の向上を図り、安全で充実した部活動を推進します。

## 5 産業構造の変化に対応する人材の育成

産業構造の変化や雇用の多様化が進む中、生徒たちがたくましく社会を生き抜いていくために、社会人・職業人として社会的に自立することが求められています。

そのため、学校の教育活動全体を通して、自己にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度の育成を目指し、小・中学校と高校が連携した一貫性のあるキャリア教育\*を充実することが必要です。また、高度な技術・技能を習得した人材や地域のニーズに応じて様々な産業・社会を担っていくことができる人材など、産業構造の変化などに対応した人材育成が必要です。



### 主な取組

- ◇ 産業構造の変化に対応するため、高度な職業人材を育てる学校や、専門教育を活用した体験的学習、資格取得など実務的な学習を重視する学校など、新しいタイプの高校について検討します。
- ◇ 高校生の社会的自立に向けて、学校、家庭、地域、企業などが連携した組織的・系統的なキャリア教育の充実を図ります。
- ◇ 企業や地域産業との連携による就業体験（インターンシップ）の一層の充実を図ります。
- ◇ スーパープロフェッショナルハイスクール（SPH）\*指定校をはじめとする専門高校では、ものづくり人材を育成するなど実践的で高度な専門的知識・技術の習得を図るスペシャリストの養成に取り組みます。
- ◇ 専門高校生に実践的で実際の知識・技能を学習させ、勤労観・職業観を早期に涵養させる「日本版デュアルシステム」\*の効果的な導入手法を産業界と連携して研究します。
- ◇ 自分の力で将来を切り拓き、自分の生き方を考えさせるための起業家教育の充実や地域産業の担い手の育成に取り組みます。

## 6 再チャレンジの意欲に応える教育体制の充実

県立高校には、意欲を持って進学し積極的に学習に取り組む生徒がいる一方、基礎学力に課題を抱え、学業不適應を起こしている生徒や生徒指導上の課題がある生徒も存在します。そのため、義務教育段階の学習内容に立ち返り、基礎的・基本的な学習内容を学び直すことができる機会を確保するための仕組みづくりが必要です。

また、いじめや問題行動などを未然に防止するため、校内の指導体制を確立し、生徒指導を充実する必要があります。

さらに、高校を中途退学する生徒は、減少傾向にあるものの未だ全国平均を上回っているため、取組の一層の充実が求められています。不登校や高校中途退学を防止するため、教育相談体制の充実や転入学、編入学の効果的な活用が必要です。

### 学校生活・学業不適應に対する取組



県教育委員会は、学校生活・学業不適應・経済的困窮などの生徒を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を行っている。  
—高校教育指導課、生徒指導課—

### 主な取組

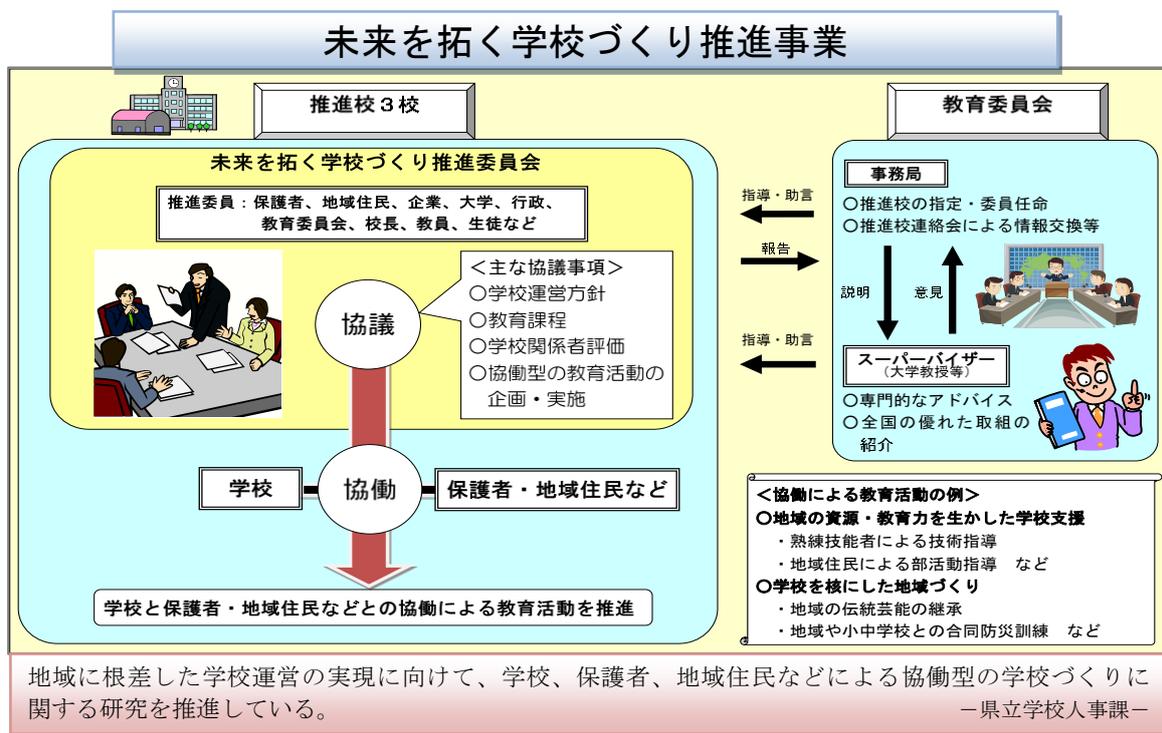
- ◇ 基礎学力に課題のある生徒を対象として、大学生などを活用した義務教育段階の学習内容の学び直しの取組を進めます。
- ◇ いじめや非行・問題行動防止のために積極的な生徒指導を推進するとともに、地域や警察などの関係諸機関との一層の連携を図ります。
- ◇ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー※、教育相談員の適切な配置により、学校のチームとしての相談体制を充実します。
- ◇ 高校を中途退学する生徒が多い高校では、人間関係づくりを目的とした体験活動など自立を支援するための取組を進めます。
- ◇ 日本語を母語としない生徒を対象に、多文化共生推進員による日本語指導を充実します。

## 7 地域の新たな核となる学校づくりの推進

少子高齢化の進行、地域コミュニティの変化など生徒を取り巻く環境や生活様式などが大きく変化中、地域における学校の役割も変わる必要があります。

今後、県立学校は、家庭や地域との絆を一層深めた教育を充実させるとともに、地域の活性化に貢献することが求められています。そのため、地域に貢献する活動などをカリキュラムに取り入れることが大切です。

また、選挙権が18歳以上に引き下げられたことに伴い、国や地域の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動する主権者としての教育の充実が必要です。



### 主な取組

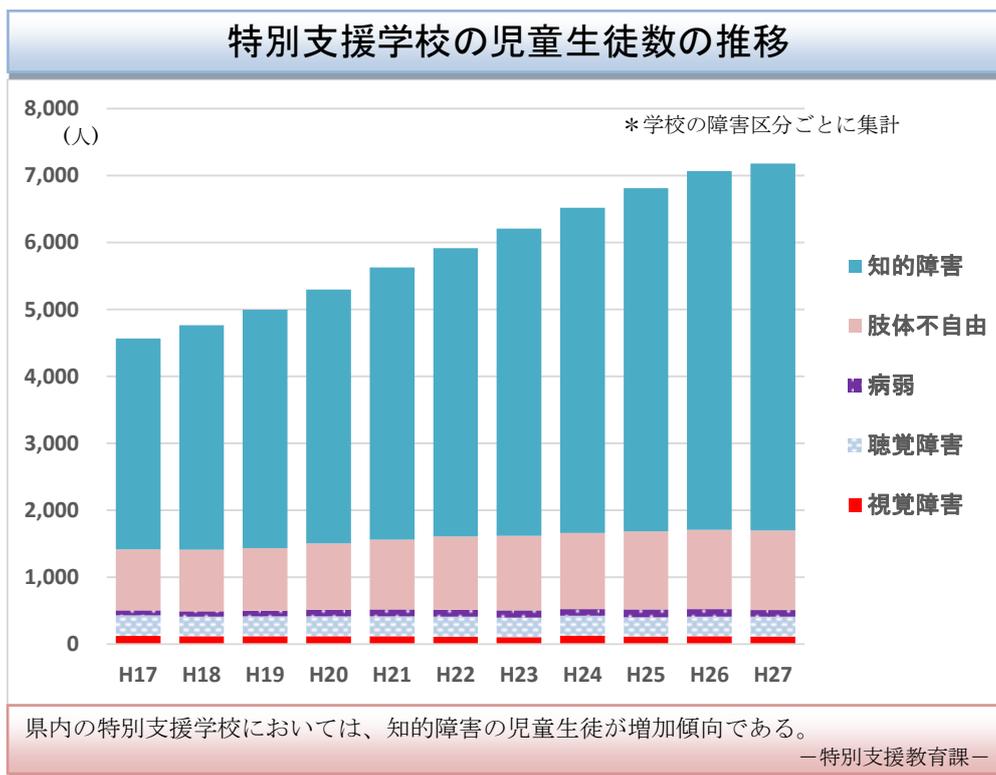
- ◇ 小・中学校における「学校応援団」\*や今後導入が見込まれる学校運営協議会\*\*などの取組を踏まえ、県立学校においては、保護者や地域住民と協働し、地域と一つとなって信頼される学校づくりを推進します。
- ◇ 地域に根差した学校運営の実現に向けて、学校と保護者、地域住民による協働型の学校運営の仕組みの構築に向けた研究を推進します。
- ◇ 学校施設の開放や公開講座の開催など県立学校が持つ教育機能の地域社会への還元や、生徒の地域におけるボランティア活動を充実するなど、地域へ貢献する取組を進めます。
- ◇ 生徒の地域社会へ参画する意識を向上させるため、主権者教育を推進します。

## 8 インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

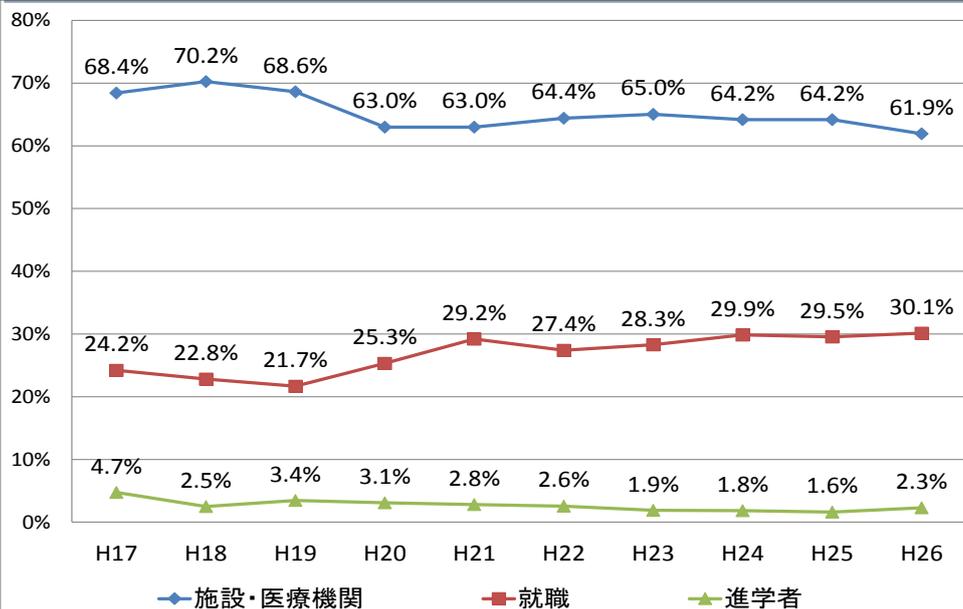
特別支援学校に在籍する児童生徒は依然として増加傾向にあるとともに、小・中学校の通常の学級や県立高校にも、発達障害を含め特別な教育的支援を必要としている児童生徒が在籍していることから、共生社会の実現に向け、早期からの支援を含め、インクルーシブ教育システム\*構築を目指した更なる特別支援教育の推進が必要です。

また、共生社会の実現には、障害者の確実な社会参加が必要なことから、特別支援学校高等部の生徒を含めた障害のある生徒の自立に向けた教育内容の更なる充実と、一人一人のニーズに応じた適切な支援が行える体制づくりが求められています。

さらに、「障害者差別解消法」\*の施行により、今後より一層、合理的配慮の必要性が高まることを踏まえ、全ての学校において障害のある児童生徒が十分な教育を受けられるよう適切に配慮する必要があります。



## 特別支援学校高等部の卒業生進路状況



県立特別支援学校高等部における卒業生の就職割合は、少しずつ増加しており、近年は3割程度で推移している。  
—特別支援教育課—

### 主な取組

- ◇ インクルーシブ教育システム\*構築を目指し、特別支援教育の推進拠点である特別支援学校の教育内容及び学習環境の更なる整備・充実を図るとともに、高校における特別支援教育の有効性を踏まえ、特別支援学校の高校内併置校や高校内分校の設置に向けた検討を進めます。
- ◇ 合理的配慮の観点によるユニバーサルデザイン\*の視点を生かした授業づくりを推進し、誰にとっても分かりやすい授業を通して、児童生徒の学力向上と教員の指導力向上を図ります。
- ◇ 障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指したキャリア教育\*・職業教育を推進するとともに、就労支援の充実を図り、社会で活躍する障害者を育成します。
- ◇ 特別支援学校のセンター的機能\*をより一層充実させ、小・中学校や高校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援体制を整え、全ての学校で特別支援教育を推進します。
- ◇ 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ仕組みである「支援籍」\*の更なる充実に取り組み、共生社会の形成に向けた教育を推進します。

## 第3章 県立学校の活性化・特色化の方向性

県立学校を魅力あるものにしていくため、県教育委員会として活性化・特色化の方向性を示します。各学校はこの方向性を参考に、自校の現状と課題を踏まえてそれぞれの活性化・特色化方針を定めるものとします。

### 1 県立高校

#### (1) 普通科高校

普通科には、全日制課程の7割以上の生徒が在籍しており、それぞれの学校が地域の中核・学びの拠点としての役割を果たしています。

しかし、入学時の生徒の学力は、学校間で大きな差異があり、卒業後の進路についても、大学、専修学校などへの進学者や就職者の割合が学校ごとに大きく異なっているのが実情です。

こうした生徒のニーズや、社会の変化に応じた学びを保障するため、教育課程の編成・実施において、一層の特色化や弾力化が必要です。

大学進学希望者が多く、進学指導に重点を置く高校においては、生徒の第一志望を実現させるため、質の高い授業を展開するとともに、大学や専門機関などと連携して、教育内容の高度化・深化を図ります。

専修学校も含めた上級学校への進学希望者や、様々な職種への就職希望者が在籍している進路多様校は、普通科高校の中でも多くの割合を占めています。そうした高校では、生徒の能力・特性に合わせ、学習指導や進路指導、部活動などの各分野において一層のレベルアップを図り、生徒や保護者の多様なニーズに応える魅力ある学校づくりを進めます。また、生徒が自らの将来を見据え、目的意識を持って次の進路に向かうことができるようキャリア教育<sup>\*</sup>を充実させ、進路意欲を喚起する教育活動を推進します。

基礎学力に課題を抱える生徒が在籍する高校では、学校設定科目などを活用して、義務教育段階からの復習を中心とした、いわゆる学び直しの推進に努めます。その際、中学校段階における生徒一人一人の状況を的確に把握し、指導への活用に努めます。

普通科コースについては、学校の特性や地域の実態を踏まえ、在り方を検討します。一部のコースについては、コースの教育課程上の特色が薄れてきており、中には生徒募集が困難なコースもあることから、普通科の類型などへの転換が可能な学校においては、従来のコースとしての教育課程上の特色は維持しながら、一括、普通科としての募集を行うことを検討します。

## (2) 専門高校

産業構造の変化や科学技術の進展、国際競争の激化などに伴い、職業は多様化し職業人に求められる技術・技能も変化しており、このような状況に対応した職業人材の育成が求められています。また、高等教育機関への進学割合が増加する傾向にあり、進路の多様化にも対応する必要があります。こうした社会のニーズに応えるために、新しいタイプの学校についても検討する必要があります。

### ア 職業系専門高校（学科）

職業の現場で求められる専門知識や技術が高度化、多様化しているため、専門性や創造力を身に付けるための専門教育を一層充実させ、社会の即戦力となるスペシャリストの育成に努めます。そのため、既設の学科について、生徒の進路状況や地域の産業構造の変化を踏まえ、必要に応じて学科の改編や教育内容の見直しを図ります。

### イ 普通系専門高校（学科）

教育課程の特色化を図り、普通科との差異を明確にするとともに、生徒一人一人の個性と能力を最大限に引き出すための教育の充実に努め、理数、外国語、芸術、スポーツなど、それぞれの分野におけるプロフェッショナルの育成を図ります。

## (3) 総合学科高校

総合学科特有の教科である「産業社会と人間」をキャリア教育\*の中核に位置付け、生徒が適切な職業観に基づいて、幅広い普通教科・専門教科から主体的に選択して学習する、という総合学科本来の教育の在り方を一層推進します。

また、生徒の実態や地域の特徴を踏まえた系列や選択科目の精選を行い、学校の特色化を進めます。生徒数の減少などにより、学校によって複数の系列を置くことが困難な場合には、地域の状況も踏まえ、学科の改編も検討します。

## (4) 定時制・通信制高校（課程）

定時制課程においては、不登校、中途退学の経験のある生徒、特別な支援が必要な生徒など、様々な入学動機や学習希望を持つ生徒の割合が高まっています。また、経済的に困難な生徒も少なくありません。こうした多様化する生徒の実態に対応し、社会的に自立できる生徒の育成を図る必要があります。

そのため、習熟度別学習、個別指導及び取り出し授業などの生徒の到達度に応じた多様な指導形態を推進するとともに、福祉や教育の現場で豊富な経験を積んだスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー\*、教育相談員など専門的知識を持つ者やNPO、地域の関係者と学校が連携し、生徒に自立する力を身に付けさせ、高校生の中途退学防止策の充実を図ります。

また、経済的な事由で学校に通えなくなるなどがないよう、奨学金などの修学支援を行うとともに、生徒のアルバイトの奨励や、卒業後の就職につながる在学中の就業支援の充実を図ります。

通信制の課程の受講生については、居住地が広く全県にわたっていることから、各地域でのスクーリング※による指導が極めて重要です。今後も引き続きスクーリング協力校の一層の充実を図ります。

#### (5) 専攻科

専攻科※は、これまで独創的な技術を生み出すことのできる人材を数多く生み出してきました。しかし、一部の専攻科では、長期間にわたり生徒募集に困難を来しており、学習内容の専門性の低下も見られ、専攻科としての使命の遂行に問題が生じている場合もあることから、募集停止などの抜本的な対策が求められています。

なお、国では、専攻科からの大学編入学の実現についての検討がなされており、国の動向を踏まえ、適切に対応する必要があります。

### 社会のニーズに対応した特色ある高校の検討

#### ◇ スーパーキャリアハイスクール

高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人の育成に向け、地元企業や研究機関などと連携して先進的な取組を行うとともに、大学など高等教育機関への進路選択も実現し、継続して専門性を深めていくことができる専門高校拠点校（「スーパーキャリアハイスクール」）の整備を検討します。その際、複数の専門高校や専門学科の統合や、細分化された小学科を基幹的な専門分野に集約することも検討します。

#### ◇ 「実学」を重視する学校（学科）

地域産業を支える実務能力に秀でた職業人を育成するため、普通教科の基礎学力の定着に重点を置きつつ、現場における実習的・実務的・体験的学習などを重視した専門教育を行う高校の設置を検討します。

#### ◇ 福祉に関する人材育成の推進

高齢化が進展する中、介護福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を体験的に習得させ、介護福祉に関わる人材の育成を推進するため、福祉に関する学科などの設置を検討します。

#### ◇ 外国語教育の充実と国際バカロレア（IB）※についての研究推進

グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指して、外国語教育をはじめ国際理解教育の充実に努めます。また、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与えるための教育制度について研究を進めます。

#### ◇ 学び直しと社会的自立への支援

学ぶ意欲がありながら基礎学力に課題がある生徒に対して、学校設定科目などを活用した、いわゆる「学び直し」に重点を置いた学校の設置について研究を進めます。

## 2 特別支援学校

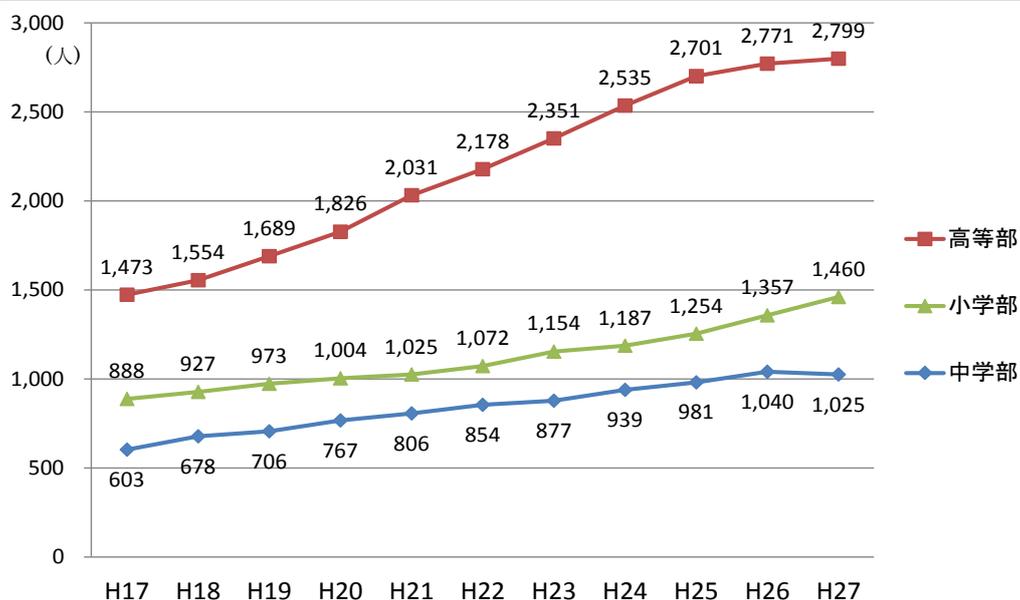
障害のある児童生徒については、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」\*を培うため、障害特性に応じて、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要です。そのために、各学校においては、教育課程の複数化や自閉症児に対する指導の強化など、障害特性を踏まえた教育課程の見直しに取り組み、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実を図る必要があります。

また、特別支援学校卒業生の企業などへの就職が依然として厳しい状況にある中、障害のある児童生徒の自立と社会参加を着実に進めるため、小学部から高等部までの系統的なキャリア教育\*を推進し、就職を希望する生徒の進路実現に向け、関係機関や企業との連携を積極的に強化し、現場実習の機会拡大などを進め、就労支援の更なる充実を図る必要があります。

さらに、インクルーシブ教育システム\*を構築し、「多様な学びの場」の充実を図るため、地域の特別支援教育の拠点として特別支援学校のセンター的機能\*の充実を図り、小・中・高等学校における特別支援教育を推進しなければなりません。

加えて、特別支援学校に在籍する児童生徒数が年々増加している状況を踏まえて、学習環境の整備充実に努めていく必要があります。

特別支援学校（知的障害）の児童生徒数の推移



県立特別支援学校における知的障害児童生徒は、高等部において大幅に増加している。

—特別支援教育課—

## 社会のニーズに対応した特色ある特別支援学校の検討

### ◇ 発達の段階・障害特性に特化した特別支援学校

平成28年度の新校設置や通学区域の再編により、県内には、小・中・高等部を併設する特別支援学校、小・中学部のみ特別支援学校、高等部のみ特別支援学校とタイプの異なる特別支援学校が存在することとなります。

それぞれの学校の状況を踏まえながら、教育課程の複数化、自閉症児に対する指導の強化、キャリア教育\*の充実など、障害特性に応じた特色ある教育活動の展開について検討を進める必要があります。

### ◇ インクルーシブ教育システム\*構築に向けたパイロットスクール

特別支援学校における高等部段階の生徒数の増加が顕著であり、さらには、高校に在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒への支援の充実が求められていることから、高校における特別支援教育を推進するための仕組みづくりを担うパイロットスクールの設置について検討を進めます。

### ◇ 「共に生き、共に学び、共に育つ」新たな高校内分校

高校内分校を拠点として地域における特別支援教育の推進を図るため、地域バランスやニーズを踏まえた高校内分校の設置について検討を進めます。

また、共生社会の形成に向けて、高校及び特別支援学校の生徒が、「共に生き、共に学び、共に育つ」ためのカリキュラムについても研究を進めます。

## 第4章 県立学校の活性化・特色化に向けた取組

### 1 各学校の活性化・特色化方針の策定

これからの県立学校は、時代や社会、地域の要請に応える教育の在り方を学校が自ら考え、判断し、行動する仕組み（自走）を構築していくことが求められています。

そのためには、先ず入学してくる生徒の実情を把握し、自校の良さをはじめとする現状を分析し、課題を整理した上で生徒の能力や特性に応じて一人一人を伸ばす教育を展開できるよう、主体的に特色化を進めることが大切です。同時に、学校の特色を中学生やその保護者に十分周知し、入学を希望する生徒が自分の特性に合った県立学校を選択できるよう努める必要があります。

そのため、各県立学校は、学校の特色の一層の可視化を図るため、新たに「学校の活性化・特色化方針」（以下「学校方針」という。）を策定し、公表することとします。

この学校方針では、学校基本情報のほか、学校が求める生徒像、卒業後の進路展望を明示するとともに、入学してから卒業するまでの育成方針（生徒の「成長物語」）を明確にします。これにより、中学生が県立学校に対する具体的なイメージを持ち、入学後、確かな学びによって自己を伸ばし、充実感を持って卒業できるようにすることが大切です。

また、生徒の「成長物語」の実現のためには、教職員の一層の資質向上を図るとともに、各学校の魅力を在校生に浸透させ、その保護者にも深く理解してもらうことが必要です。

学校方針を策定する際は、「学校自己評価システムシート」\*の内容を踏まえるとともに、地域住民や卒業生、在校生、PTAなどの関係者が学校運営に主体的に参加する仕組みや、平成27年3月から施行された「教育環境整備基金積立金」\*の活用なども検討するものとします。

学校方針は、進捗状況を勘案しながら必要に応じて見直しを行うこととし、先ず、平成28年度に全ての県立高校で、平成29年度からの中期計画を策定することとします。期間は全日制の課程においては3年間、定時制の課程においては4年間を原則とします。

なお、県立伊奈学園中学校については、実質6年間の一貫教育を行っていることから、高校への接続を見通した3年間の中期計画を策定することとします。

また、特別支援学校については、高等部のみの学校は、県立高校と同様に学校方針を策定するものとしませんが、小・中学部も併せて設置されている場合は、一体的に指導を行う必要があることから、計画期間なども含め、今後検討します。

## 2 県教育委員会の支援

県教育委員会は、各学校の学校方針を踏まえ、各学校を支援します。

### ◇ 質の高い教職員の採用と研修の充実

各学校の活性化・特色化の担い手として優れた人材を確保するため、人物重視の選考に取り組むなど採用試験の内容を工夫・改善するとともに、教職員の志望者を増やすため、高校生を対象に教職員の魅力などを伝える説明会を実施します。また、採用後も豊かな人間性や指導力向上のための研修を充実します。

### ◇ 適材適所の人事配置

県教育委員会は各学校の特色化を推進するため、教職員の特性を生かした適材適所の人事配置に配慮します。

### ◇ 教育施策事業の指定

県教育委員会が所掌する各種施策の指定に当たっては、各学校の活性化・特色化を積極的に支援する観点から重点的、選択的に進めます。

### ◇ 地域の専門的な外部指導者の配置

学校が芸術やスポーツ、高度な職業人材などの特定分野のプロフェッショナルの育成を目指す場合には、地域や産業界などとも連携して、より専門性の高い外部指導者の配置を検討します。

### ◇ 学習や教育相談などのための支援員の活用

学習面、心理面、生活面での多面的な支援が必要な生徒が入学する学校に対し、教育相談員、学習サポーターなどを活用するなど、サポート体制の整備に努めます。

### ◇ 教育環境の整備

社会の変化や地域の特性、ニーズを踏まえた特色ある教育活動を行うため、教育環境の整備を重点的、選択的に進めます。

### ◇ 教育環境整備基金積立金<sup>\*</sup>の充実

各学校が、特色化を推進するための資金の一部として基金を活用できるよう、各学校と連携・協力しながら積極的に寄附を募り、基金の充実に努めます。

### ◇ 学校情報の発信

各学校の学校方針を県教育委員会ホームページに掲載するなど、学校の情報を生徒や家庭、地域などに対して積極的に発信するための支援に努めます。

### 3 公立中学校との連携等

#### (1) 県教育委員会の取組

##### ◇ 入学者選抜の改善

これまで県教育委員会は、生徒一人一人の自己実現ができるよう入学者選抜の改善を進めてきました。さらに、今後も受検生一人一人の基礎的な知識及び技能、思考力・判断力・表現力などの能力を、より一層適正に測るため、学力検査などについて検討を続け改善を図ります。

##### ◇ 進路指導改善に関する支援

中学生や保護者から信頼される進路指導の実現を目指して、進路指導に関するデータを市町村教育委員会や中学校が蓄積・活用できるよう支援に努めます。

##### ◇ 情報交換の場の一層の活用

県立学校の入試制度や各学校の活性化・特色化について、情報が適切に市町村教育委員会や中学校へ伝わるよう、研究協議会や研修会など情報交換の場の一層の活用に取り組みます。

#### (2) 県立学校の取組

##### ◇ 学校方針の中学校などへの周知

県立学校は、各学校の学校方針を中学生や保護者をはじめ、市町村教育委員会や中学校などに対して様々な方法により周知するよう努める必要があります。また、各学校に在籍する生徒や家庭、地域に対して、自校の魅力を理解してもらうことも大切です。

##### ◇ 中学校への情報提供

県立学校は、在籍する生徒の出身中学校に対して、それぞれの生徒の活躍の様子や学力の伸び、資格の取得状況、進学・就職先などについて伝え、中学校の各県立学校に対する理解を深める必要があります。

#### (3) 市町村教育委員会・中学校の取組

##### ◇ 組織的な進路指導体制の充実

中学校は、県立学校との連携を密にし、積極的に県立学校を訪問するなど進路指導に必要な情報を収集し、一人一人の進路指導に生かすことが大切です。

◇ **進路指導・相談内容の充実**

中学生や保護者に信頼される進路指導のためには、将来の希望や適性を十分に把握した上で、一人一人に合った進路先を分かりやすくアドバイスすることが必要であり、様々なデータを効果的に活用することが重要です。

◇ **進路指導に関する教員の指導力の向上**

中学校は、県立学校の活性化・特色化方針に関する情報などを十分理解し、市町村教育委員会や校長会による研究協議会や研修会を活用して、進路指導に関する教員の指導力を向上することが大切です。

◇ **進路指導を支えるキャリア教育<sup>\*</sup>の充実**

生徒一人一人の能力や適性、興味・関心、将来の希望などを踏まえた「生き方指導としての進路指導・キャリア教育」は、今後も重要です。そのため、小学校段階から発達の段階に合わせて各教科などの学習と自分の将来との関係に意義を見出し、自らの生き方について考えるキャリア教育の充実を図ることが大切です。

## 第5章 教育環境の整備 ～県立高校の再編整備～

### 1 基本的な考え方

社会の変化や地域の特性・ニーズを踏まえた特色ある教育活動を展開し、県立高校を魅力あるものにしていくためには、県教育委員会による主体的な教育環境の整備は不可欠です。また、生徒数の減少が見込まれる中、適正な学校規模を確保し、各学校の活性化を図る必要があります。

県教育委員会では、県立高校の活性化・特色化を進めるため、全県を俯瞰し、再編整備などによる教育環境の整備を検討します。

再編整備を進めるに当たっては、全県的な視野からの適正配置や、インクルーシブ教育システム\*の推進を踏まえた特別支援教育の在り方、地域の活性化、老朽化した教育施設の維持・更新への対応など、様々な観点からの検討が必要となります。

なお、具体的な再編整備については、中学校卒業者数の動向や、各県立高校における活性化・特色化の状況などを見据えながら、今後、県教育委員会が、「実施方策」を定めることとします。

### 2 適正規模・適正配置

標準的な学校規模については、各学校が学習指導要領\*に基づく教育課程の編成・実施や、施設の状況に応じた適切な教室数の確保ができるよう、また、活力ある教育活動を一層進めることができる一定規模の生徒数が確保できるよう、次のとおり定めます。

なお、1学級の生徒数については、現行の「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、40人を標準とします。

また、生徒数が減少する中においても、高校教育の質を維持・向上していきことができるよう、各地域の実態や県全体のバランス、生徒の通学状況などを考慮しながら、特色ある高校の均衡配置に努めます。

#### <標準的な学校規模・学級数>

全日制の課程における学校規模については、平成20年度に策定された「21世紀いきいきハイスクール推進計画（後期）」や平成24年度の「魅力ある県立高校づくり懇話会報告書」を踏まえ、1学年当たり8～6学級を標準とします。なお、普通科、専門学科、総合学科などの各学科の特性や、生徒募集状況を考慮して柔軟に対応するものとします。

特に、中学校卒業者数の減少が著しく、適正規模を確保することが困難な地域においては、地域の教育力の維持・向上の観点から、例外的に4学級程度までの規模

とする場合があります。

また、志願倍率が高い高校においては、中学生の進路希望に配慮し、施設の状況に応じて、弾力的に適正規模を上回る生徒募集を行う場合もあります。

定時制・通信制の課程については、従来の勤労青少年に対する高校教育の保証のみならず、全日制の中途退学者や小・中学校で不登校を経験した生徒や日本語指導の必要な外国籍生徒など、様々な教育ニーズに対応する必要があることから、入学者数や在籍者数の状況を見ながら今後検討することとします。

### 3 再編整備の方針

#### (1) 社会のニーズに応える特色ある県立高校づくり

産業構造の変化や少子高齢化、グローバル化の進展など、教育を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした中、県立高校においては、いつの世にも変わらない教育の本質を追求しながら、こうした異次元の社会変化に対応し、時代の要請に応えられる創造性豊かな人材を育成するため、一層の活性化・特色化を図る必要があります。

そのため、学校の現状、地域の状況などを見据えながら、学科再編や統合などにより、県民や生徒、保護者のニーズに応える特色ある県立高校の設置を検討します。

#### (2) 適正な学校規模の維持による県立高校の活性化

中学校卒業生数は、今後、平成40年度までに約6,000人の減少が予測されます。そのため、中学校卒業生の高校等進学率や公立高校と私立高校への進学者の割合を踏まえると、公立高校の生徒募集の規模を現在から概ね3,500人程度減ずる必要があります。

こうした生徒減少期に当たり、既存の学校数を維持したまま学級減の対応のみを取り続けた場合、全県的に適正規模を下回る学校が増加することになります。

学校が小規模になると教員配置数が減少し、教科・科目の開設に制限が加わり、多様な学習活動や進路希望に対応しにくくなります。また、学校行事や部活動の面でも魅力的で活力ある教育が行いにくい状況になるなど、高校教育の質的低下につながる懸念されます。

このため、適正規模を下回る学校については、県立高校の教育の活性化の観点から、地域性を考慮しながら近隣の学校との統合などによる再編整備を検討します。

# 參考資料

# 公立高校の種類

(平成28年4月1日現在)

※学校順は埼玉県学校設置条例による。

全日制の課程	普通科 【106校】	<p>&lt;東部地区&gt; 春日部 久喜 ◆不動岡 春日部女子 ◆越ヶ谷 草加 ◆蓮田松韻 越谷北 八潮 ◆栗橋北彩 越谷南 三郷 草加南 羽生第一 春日部東 白岡 杉戸 鷲宮 越谷西 草加東 三郷北 庄和 松伏 越谷東 宮代 草加西 八潮南</p> <p>&lt;西部地区&gt; 川越 川越女子 松山 小川 飯能 ◆豊岡 松山女子 所沢 ◆朝霞 坂戸 和光 越生 新座 ふじみ野 志木 所沢北 日高 川越南 富士見 ◆新座柳瀬 飯能南 ◆鶴ヶ島清風 朝霞西 川越西 所沢西 ◆坂戸西 所沢中央 狭山清陵 川越初雁 入間向陽 鳩山 和光国際 ○市立川越</p> <p>&lt;南部地区&gt; ◆浦和 浦和第一女子 浦和西 大宮 川口 与野 蕨 上尾 岩槻 桶川 川口北 ◆上尾鷹の台 大宮武蔵野 上尾南 川口東 ◆浦和北 大宮東 南稜 桶川西 岩槻北陵 大宮南 浦和東 上尾橋 川口青陵 伊奈学園総合<sup>※1</sup> 大宮光陵 鳩ヶ谷 ○市立浦和 ○市立川口 ○市立大宮北 ○市立大宮西 ○◆市立浦和南 ○市立県陽</p> <p>&lt;北部地区&gt; ◆熊谷 熊谷女子 ◆本庄 ◆進修館 秩父 児玉 鴻巣 深谷第一 鴻巣女子 深谷 北本 熊谷西 妻沼</p>
	コース 【8校】	<p>児玉* (体育) 八潮* (体育) 日高* (情報) 白岡* (情報コミュニケーション) 飯能南* (スポーツ) 松伏* (情報ビジネス) 上尾橋* (情報) 大宮光陵* (外国語)</p>
	農業 【7校】	<p>熊谷農業 (食品科学、生物生産工学、生活技術、生物生産技術) 秩父農工科学 (農業、食品化学、森林科学) 杉戸農業 (生物生産技術、園芸、造園、食品流通、生活技術、生物生産工学) 羽生実業 (園芸、農業経済) いずみ (生物生産、生物サイエンス、生物資源化学、環境デザイン) 児玉白楊 (生物資源、環境デザイン) 鳩ヶ谷* (園芸デザイン)</p>
	工業 【15校】	<p>川越工業 (デザイン、建築、機械、電気、化学) 秩父農工科学* (電気システム、機械システム) 進修館* (電気システム、情報メディア、ものづくり) 川口工業 (機械、電気、情報通信) 熊谷工業 (電気、建築、土木、機械、情報技術) 浦和工業 (電気、機械、設備システム、情報技術) いずみ* (環境サイエンス、環境建設) 狭山工業 (機械、電気、電子機械) 大宮工業 (機械、電気、建築、電子機械) 久喜工業 (電気、工業化学、機械、環境科学、情報技術) 春日部工業 (機械、建築、電気) 児玉白楊* (機械、電子機械) 新座総合技術 (電子機械、情報技術、デザイン) 三郷工業技術 (機械、電子機械、電気、情報技術、情報電子) 越谷総合技術 (電子機械、情報技術)</p>
	商業 【17校】	<p>深谷商業 (商業、会計、情報処理) 羽生実業* (商業、ビジネス会計、情報処理) 鴻巣* (商業) 岩槻商業 (商業、情報処理) 浦和商业 (商業、情報処理) 大宮商業 (商業) 熊谷商業 (商業、情報処理) 上尾* (商業) 皆野 (商業、情報処理) 所沢商業 (情報処理、国際流通、ビジネス会計) 新座総合技術* (総合ビジネス) 鳩山* (情報管理) 八潮南* (商業、情報処理) 狭山経済 (流通経済、会計、情報処理) 越谷総合技術* (流通経済、情報処理) 鳩ヶ谷* (情報処理) ○市立川越* (国際経済、情報処理)</p>
	家庭 【4校】	<p>秩父農工科学* (ライフデザイン、フードデザイン) 鴻巣女子* (保育、家政科学) 越谷総合技術* (服飾デザイン、食物調理) 新座総合技術* (服飾デザイン、食物調理)</p>
	看護 【1校】	常盤
	外国語 【8校】	◆不動岡* 春日部女子* 蕨* 坂戸* 越谷南* 草加南* 南稜* 和光国際*
	美術 【3校】	越生* ◆芸術総合 大宮光陵*
	音楽 【3校】	松伏* ◆芸術総合* 大宮光陵*
書道 【1校】	大宮光陵*	

全 日 制 の 課 程	体育 【2校】	ふじみ野*（スポーツサイエンス） 大宮東*（体育）
	理数 【6校】	松山* 大宮* 越谷北* 所沢北* 熊谷西* ○市立大宮北*
	福祉 【1校】	◆誠和福祉
	人文 【1校】	春日部東*
	国際文化 【1校】	岩槻*
	映像芸術 【1校】	◆芸術総合*
	舞台芸術 【1校】	◆芸術総合*
	総合学科 【10校】	◆川越総合 ◆進修館* ◆幸手桜 ◆小鹿野 ◆寄居城北 ◆誠和福祉* ◆吉川美南 ◆滑川総合 ◆久喜北陽 ○◆市立川口総合

定 時 制 の 課 程	昼間	普通科 【1校】	◆大宮中央
	昼 夜 間 （ 多 部 制 ）	普通科 【1校】	◆羽生（昼間・夜間）
		総合学科 【4校】	◆戸田翔陽（Ⅰ部・Ⅱ部・Ⅲ部） ◆狭山緑陽（Ⅰ部・Ⅱ部） ◆吉川美南*（Ⅰ部・Ⅱ部） ◆吹上秋桜（Ⅰ部・Ⅱ部）
	夜 間	普通科 【16校】	浦和* 熊谷* 春日部* 浦和第一女子* ◆川越工業* 久喜* 秩父農工科学* 本庄* 小川* 飯能* 越ヶ谷* 所沢* 大宮商業* 上尾* 朝霞* ○市立県陽*
		工業 【3校】	◆川越工業*（工業技術） ◆川口工業*（工業技術） ◆大宮工業*（工業技術）
		商業 【2校】	大宮商業* ○市立県陽*
の 通 信 制	普通科 【1校】	（◆）大宮中央**2	

◆：単位制高校    ○：市立高校    \*：再掲（複数課程・学科併置校）

※1 伊奈学園総合高校における学系  
（人文、理数、語学、スポーツ科学、芸術、生活科学、情報経営）

※2 大宮中央高校  
大宮中央高校の通信制は、「通信制の課程（3学期制）」と「単位制による通信制の課程（2学期制）」の2種類

# 特別支援学校の種類

(平成28年4月1日現在)

※学校順は埼玉県学校設置条例による。

特別 支援 学校	視覚障害 【1校】	特別支援学校埼玉一学園【幼・小・中・高※1・専（医療科、保健医療科）】
	聴覚障害 【2校】	特別支援学校大宮ろう学園【幼・小・中・高（普通科、産業工芸科、生活デザイン科） ・専（情報・デザイン科）】 特別支援学校坂戸ろう学園【幼・小・中・高（普通科、産業工芸科）】
	病弱 【4校】	蓮田特別支援学校【小・中・高】 岩槻特別支援学校【小・中】 岩槻特別支援学校伊奈分校【小・中】 東松山特別支援学校嵐山分教室【こどもの心のケアハウス嵐山学園内教室】【小・中】
	肢体不自由 【11校】	熊谷特別支援学校【小・中・高】 越谷特別支援学校【小・中・高】 和光特別支援学校【小・中・高】 蓮田特別支援学校*【小・中・高】 秩父特別支援学校【小・中・高】 日高特別支援学校【小・中・高】 宮代特別支援学校【小・中・高】 川島ひばりが丘特別支援学校【小・中・高】 所沢おおぞら特別支援学校【小・中・高】 ○さいたま市立ひまわり特別支援学校【小・中・高】 ○さいたま市立さくら草特別支援学校【小・中・高】
	知的障害 【31校】	川越特別支援学校【小・中・高】 川口特別支援学校【小・中・高】 和光南特別支援学校【小・中・高】 行田特別支援学校【小・中・高】 春日部特別支援学校【小・中・高】 秩父特別支援学校*【小・中・高】 所沢特別支援学校【小・中】 三郷特別支援学校【小・中・高】 本庄特別支援学校【小・中・高】 上尾特別支援学校【小・中・高】 東松山特別支援学校*【小・中・高】 狭山特別支援学校【小・中】 浦和特別支援学校【小・中・高】 久喜特別支援学校【小・中・高】 大宮北特別支援学校【小・中・高】 越谷西特別支援学校【小・中・高】 騎西特別支援学校【小・中・高】 毛呂山特別支援学校【小・中・高】 上尾かしの木特別支援学校【小・中・高】 所沢おおぞら特別支援学校*【小・中・高】 深谷はばたき特別支援学校【小・中・高】 草加かがやき特別支援学校【小・中・高】 入間わかかさ高等特別支援学校【高】 ○川越市立特別支援学校【高】 ○富士見市立富士見特別支援学校【小・中・高】 □埼玉大学教育学部附属特別支援学校【小・中・高】
	職業学科 【3校】	特別支援学校さいたま桜高等学園【高（生産技術科、工業技術科、家政技術科、 環境・サービス科）】 特別支援学校羽生ふじ高等学園【高（農業技術科、生活技術科）】 入間わかかさ高等特別支援学校**【高（生産技術科、流通・サービス科）】
	高校内 分校 【3校】	川越特別支援学校川越たかしな分校【高】 大宮北特別支援学校さいたま西分校【高】 草加かがやき特別支援学校草加分校【高】

□：国立    ○：市立    \*：再掲（複数障害種併置校）    \*\*：再掲（複数学科併置校）

【幼】：幼稚部    【小】：小学部    【中】：中学部    【高】：高等部    【専】：高等部専攻科

※1 【高】で特に学科の記載がないものは普通科

## 用語の解説

本編中、※で記した用語の解説をしています。

行	用語	解説	頁
あ	ICTコンテンツ	情報通信技術を利用した教材や学習素材などのこと。	7
	アクティブ・ラーニング	学習者が主体となった能動的な学習方法の総称のこと。具体的には、協調学習、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習やグループ・ディスカッション、ディベートなどが含まれる。	4 7 8
	生きる力	知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)の調和のとれた力のこと。	2・3 20
	インクルーシブ教育システム	共生社会の形成を目指し、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な教育の仕組みのこと。	4 15 16 20 21 26
か	学習指導要領	学校教育法に基づき、文部科学省で定められた各学校で教育課程を編成する際の基準のこと。	4 26
	学校運営協議会	教育委員会が個別に指定する学校(指定学校)ごとに、当該学校の運営に関して協議するためにおかれる機関のことであり、保護者や地域住民が校長の学校運営方針を承認したり、意見を述べたりする。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項)	14
	学校応援団	学習活動、環境整備、部活動指導などにおいて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者や地域住民による活動組織のこと。	14
	学校自己評価システムシート	学校が目指す学校像を明確にし、その実現に向け重点目標、当該年度の評価項目、具体的方策及び評価指標を決定して記載したシート。学校は、「学校年間教育計画の策定(Plan)」「教育活動の実践(Do)」「教育活動の評価(Check)」「評価結果に基づく改善・更新(Action)」といった一連のマネジメントサイクルによって、自らの教育活動全般について点検・評価し、その結果を踏まえて保護者や地域住民などからの評価を行うとともに、その結果を公表することにより、学校の説明責任を果たし、学校の教育力の向上を図る。	22
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育のこと。	2・12 16・17 18・20 21・25
	教育環境整備基金積立金	特色ある学校教育の推進に資する県立学校の教育環境の整備及び充実に要する経費の財源に充てるため、平成27年3月17日に公布された埼玉県教育環境整備基金条例に基づく積立金のこと。	22 23
	協調学習	学習者自身が主体的に学びに参加し、お互いの関わりの中で考えを統合して自らの理解を深める学習形態のこと。	7 8
	協調学習マイスター	県で養成している協調学習に関する指導力を有し、各学校において協調学習を推進する指導的立場の教員のこと。	8

行	用語	解説	頁
か	高等学校基礎学力テスト (仮称)	教育の質の向上を図り生徒の学習改善に役立てるため、高大接続システム改革会議において提言された学力テストのこと。	4 8
	国際バカロレア (IB)	インターナショナルスクールや各国の現地校の卒業生に、国際的に認められる大学入学資格を付与する仕組みのこと。	9 19
さ	埼玉県学力・ 学習状況調査	さいたま市を除く県内の小学校4年生から中学校3年生を対象として、平成27年度から開始した県の学力・学習状況調査のこと。	8
	埼玉県教育振興基本計画 「生きる力と絆の 埼玉教育プラン」	教育基本法に基づく教育振興基本計画として、国の計画を参酌しつつ策定された本県教育の振興を図るための基本的な計画のこと。第2期計画の期間は、平成26年度から平成30年度までである。	1 8
	埼玉の子ども 70万人体験活動	児童生徒の社会性や人間性を豊かにするため、県内全ての小・中学生、高校生を対象に体験活動の機会を充実させる取組のこと。	11
	彩の国の道徳	児童生徒の豊かな心を育むため、県独自の道徳教育教材資料集として作成したもの。	11
	支援籍	障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校又は学級以外に置く本県独自の学籍のこと。	16
	指導と評価の一体化	指導した結果を評価し、その評価結果を次の指導に生かすこと。	8
	障害者差別解消法	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された法律のこと。	15
	障害者の権利に関する 条約	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている条約のこと。(日本は平成26年1月に批准)	4
	スーパーグローバル ハイスクール (SGH)	大学、企業、国際機関などと連携を図り、グローバルな社会課題などをテーマに総合的・探究的な学習を推進するため、文部科学省が指定した高校のこと。(平成27年4月現在 2校)	9
	スーパーサイエンス ハイスクール (SSH)	先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続についての大学との共同研究や、国際性を育むための教育を推進するため、文部科学省が指定した高校のこと。(平成27年4月現在 9校)	10
	スーパープロフェッショナル ハイスクール (SPH)	大学・研究機関・企業等と連携して、先進的で卓越した取組を行うなど、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、文部科学省が指定した専門高校のこと。(平成27年4月現在 1校)	12
	スクーリング	通信制の課程において、生徒が教員と直接対面して授業(講義、演習、実験・実習・実技など)を受けること。大宮中央高校では、月に3日程度、年間20～30日程度の登校日数が義務付けられている。	19

行	用語	解説	頁
さ	スクールソーシャル ワーカー	家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子供を取り巻く環境を調整する専門員のこと。社会福祉士や精神保健福祉士など福祉のプロが担うことが多い。	13 18
	専攻科	高校を卒業した生徒が、より高度な教育を受ける課程のこと。	19
	総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、首長が総合教育会議を設けること、また、会議は、首長が招集し、首長、教育委員により構成されることが規定された。(平成27年4月1日施行)	1
	ソーシャルスキル トレーニング	対人場面において、相手に適切に対応するために用いられる言語的・非言語的な対人行動を習得する練習のこと。	8
た	大学入学希望者学力 評価テスト(仮称)	新しい大学入学希望者選抜に資する方策の一環として、高大接続システム改革会議において提言された現行の大学入試センター試験に代わるテストのこと。	4 8
	多部制定時制高校	午前部、午後部、夜間部など、学習する時間帯を選択して学ぶことができる定時制課程の高校のこと。	1
	単位制高校	学年区分を設けずに生徒が多様な科目を選択して単位の修得が可能な高校のこと。	1
	知識基盤社会	新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと。	1 3 7
	東京大学 大学発教育支援コンソー シアム推進機構	大学の知を小・中・高等学校の教育現場で活用するために大学有志が集まった全国組織「大学発教育支援コンソーシアム」の統括基盤のこと。	7
	特別支援学校の センター的機能	特別支援学校が専門性を生かし、地域の小・中学校などに対して支援を行うなど特別支援教育の中核的な役割を担う働きのこと。	16 20
な	日本版デュアルシステム	産業界と専門高校などが連携し、企業での実習を通して専門的な知識や技術・技能を身に付け、望ましい勤労観や職業観を育成する職業訓練システムのこと。	12
	21世紀いきいき ハイスクール構想	平成12年3月に、県教育委員会が平成25年度までを計画期間として策定した県立高校の将来構想のこと。この構想に基づき、具体的な「21世紀いきいきハイスクール推進計画」を平成13年(前期)、平成16年(中期)、平成21年(後期)に策定した。	1
は	汎用的な資質・能力 (コンピテンシー)	中央教育審議会(平成23年1月)は、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力として、基礎的・汎用的能力を「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力を挙げている。	1 7
ま	求める教師像	県教育委員会が求める教師像は次のとおりである。 ・健康で、明るく、人間性豊かな教師 ・教育に対する情熱と使命感をもつ教師 ・幅広い教養と専門的な知識・技能を備えた教師 (平成28年度埼玉県公立学校教員採用案内より)	6
や	ユニバーサルデザイン	障害の有無に関わらず、全ての人にとって分かりやすく、使いやすいように意図して作られたものこと。	16

## 魅力ある県立学校づくりアドバイザー会議設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立学校づくりの検討に当たり、外部有識者・関係者から幅広い意見を聴取するため、魅力ある県立学校づくりアドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 アドバイザー会議は、学識経験を有する者、学校及び行政機関の関係者のうちから、埼玉県教育委員会教育長が依頼するアドバイザー12名以内で構成する。

### (アドバイザーの任期)

第3条 アドバイザーの任期は、平成28年3月31日までとする。

### (会議の公開)

第4条 アドバイザー会議は、原則として公開とする。ただし、出席したアドバイザーの3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

### (庶務)

第5条 アドバイザー会議の庶務は、教育局教育総務部魅力ある高校づくり課において処理する

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行し、平成28年3月31日をもってその効力を失う。

## 魅力ある県立学校づくりアドバイザー名簿

氏 名	職 業 等 ※
おぐら やすし 小倉 康	埼玉大学教育学部准教授
しろうず はじめ 白水 始	国立教育政策研究所総括研究官
きくち みよこ 菊地 美代子	埼玉中小企業家同友会川口地区幹事
のほら あきら 野原 晃	熊谷市教育委員会教育長
あきば みちこ 秋庭 美智子	埼玉県高等学校PTA連合会副会長
ながしま のぶゆき 永島 宣幸	滑川町立滑川中学校長
ひらの まさみ 平野 正美	県立浦和第一女子高等学校長
いわさき としのぶ 岩崎 利信	県立大宮工業高等学校長
こだま せいし 小玉 清司	県立戸田翔陽高等学校長
さくらば ひろみ 櫻庭 比呂美	県立特別支援学校大宮ろう学園校長
せきぐち ひろし 関口 浩	県立芸術総合高等学校教諭
さかにわ ちえ 坂庭 千絵	県立羽生第一高等学校教諭

(敬称略)

※職業等は、平成27年10月時点



埼玉県のマスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

## 魅力ある県立学校づくりの方針

---

平成28年3月発行

編集・発行：埼玉県教育局教育総務部魅力ある高校づくり課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-6902 FAX 048-830-4951

E-mail a6780@pref.saitama.lg.jp

魅力ある高校づくり課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f2219/index.html>

---